

基本目標V 子育てを支援する体制づくり

V-1 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

子どもの養育・養護は、一義的には家庭の責務ですが、保護者が亡くなった家庭、保護者が疾病等で子どもの養育・養護ができなくなった家庭、児童虐待等により保護者に養育・養護させることが適當でなくなった家庭など、やむを得ない理由により、子どもが家庭で生活することが困難な状況もあります。

「社会的養護」は、そのような状況に置かれた子どもに対し、公的責任で社会的に養育・養護するものであり、子どもの基本的な人権を守るために、家庭に代わる子どもの生活の場を確保し、子どもの健全な成長・発達を保障します。

これまでの取組

- 「要保護児童^{注1)}施設整備に向けた基本方針」(2009(平成21)年10月策定)に基づく取組を推進し、乳児院は既存の1施設に加えて新たに1施設を新設し、児童養護施設は既存の2施設に加えて新たに2施設を新設しました。
- 新設した児童養護施設は家庭的な養育環境に配慮（施設の家庭的養護）し、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア^{注2)}」に対応した施設としました。
- 社会的養護が必要な子どもの中には、心理的精神的な課題を抱えた子どももいることから、専門的な医療ケアに配慮した情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）を整備しています。
- 「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」(2011(平成23)年1月策定)に基づく取組を推進し、里親の互助組織である里親会と協働して、里親制度の拡充と里親への支援の強化に努めてきました。
- 施設と里親の中間的形態として、グループホーム^{注3)}の拡充を推進してきました。

<本市の社会的養護の現況（2014(平成26)年10月1日現在）>

(単位：か所数 ※1：組)

施設等名称	施設数等
児童養護施設	4
乳児院	2
里親 ※1	112
グループホーム	5
自立援助ホーム	1
情緒障害児短期治療施設 (児童心理治療施設)	1 (建設中)

注1)「要保護児童」：保護者のいない子どもまたは保護者に監護させることが不適当であると認められる子ども

注2)「小規模グループケア」：本体施設や民間住宅において、6人程度の生活グループで家庭的養護を行うことを小規模グループケアと呼ぶ。また、分園型として、施設本体から分けて、施設近隣の民間住宅などを活用し、児童の養護を行うこともできる。

注3)「グループホーム」：施設（本体）から分散された地域小規模児童養護施設を指す。家庭的養護の一形態。本体施設の支援のもと民間住宅などを活用して6人程度の児童の養護を行う。ただし、設置は本体施設1か所につき原則2か所までとなっている。

現状と課題

- 社会的養護については、国の「社会的養護の課題と将来像」においても、一般家庭の環境に近い養育環境を目指し、「児童養護施設や乳児院・グループホーム・里親をそれぞれおおむね3分の1」とする考え方が示されています。そのため、長期的な視点で家庭養護及び家庭的養護を推進する取組が必要です。
- 既存の児童養護施設について、老朽化への対応として改築を行っていますが、新設の児童養護施設と合わせて「小規模グループケア」に対応した整備が必要です。
- グループホームは、施設と里親の中間形態として、社会的養護において重要な役割を果たすものであり、今後の社会的養護の需要の増加に対する効果的な対応策です。また、里親については、登録里親が高齢化してきており、新規の里親の登録拡充が必要です。
- 里親は、子どもへの愛情とボランティア精神に基づく制度であり、社会的養護の専門性を里親個人の資質に頼っており、精神的な負担の大きさも課題となっています。
- 厚生労働省「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」によると、児童養護施設退所後の進路について、大学・専門学校等への進路の割合は22.6%で、高等学校卒業者全体の76.9%に比べても低く、一方、就職者の割合は高等学校卒業者全体が16.9%であるのに対し、児童養護施設児童は69.8%と高い割合になっています。特に、高校卒業後において、多くの子どもは自ら収入を得て自立しなければならないため、住居・生活資金・進学資金の面で課題があります。

計画期間における方向性

- ◎国の「社会的養護の課題と将来像」の考え方をもとに、本市の将来人口推計や社会的養護に関わる現状の課題等を踏まえ、2015(平成27)年度から2029(平成41)年度を対象期間として策定する「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」において本市における社会的養護推進の考え方を示します。本市では、社会的養護が必要な子どもへの支援環境として、「里親・ファミリーホームを3分の1、施設・グループホームを3分の2」とすることを基本的な方針とします。
- ◎既存の児童養護施設の改築について、新設の児童養護施設と同様に、家庭的な養育環境に配慮（施設の家庭的養護）し、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア」に対応した施設とします。
- ◎グループホームは、施設に付随する機能とともに施設と里親の中間形態を持ち、家庭的養護の役割を担うことから、そのあり方について再構築し、グループホームの拡充に向けた検討を推進します。
- ◎里親制度の拡充にあたって、里親制度の周知だけでなく、担い手の発掘・育成等において効果的な普及・啓発の手法を検討します。
- ◎社会的養護によって養育された子どもが適切に社会的自立を果たすよう、施設・里親における養育の時点から長期的に子どもの自立を支援するとともに、施設や里親における養育を離れて自立した後も継続的な支援を行えるような総合的な仕組みを構築します。

推進項目（1）家庭に近い養育環境の推進と専門的支援の充実

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
児童養護施設等整備の推進	既存児童養護施設について、建て替えに合わせて小規模グループケアを実施します。	こども本部
グループホーム等運営事業	今後の要保護児童に対する重要な取組の一つとして、グループホームの整備を推進します。また、そのための整備の手法について検討します。	こども本部
子育て短期支援事業	育児疲れなどの場合に短期間子どもを預かり、家庭での養育を支援するため、既存児童養護施設を建て替えた後に、子育て短期支援事業を実施します。	こども本部
退所後児童支援事業	18歳を迎える児童福祉施設等を退所となる児童に対して、就労支援や就労後の定着支援を実施します。また、退所後の負担軽減のために市営住宅の活用・民間賃貸住宅の利用策や、進学費用の援助など18歳以降の継続的な支援策を検討します。	こども本部

推進項目（2）里親制度（家庭養護）の推進

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
里親制度実施事業	里親の登録数の増加には、里親制度そのものの普及啓発が重要であることから、里親支援機関と連携したPR活動の強化等に努めます。	こども本部
里親支援機関運営事業	里親の相談支援活動の中でニーズを把握し、里親研修の充実や専門性の向上を目指すとともに、NPO法人等による支援の強化を図っていきます。また、さらに関係機関とのネットワークを推進し、里親候補者の新規開拓及び里親登録者の増加を目指します。	こども本部

V-2 ひとり親家庭への支援の充実

これまで本市において母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の安定と向上のための施策を推進する自立促進計画として位置付け、取組を推進してきました「川崎市母子家庭等自立促進計画」の「基本理念」や「基本目標」に基づく施策・事業の展開等を踏まえ、2015(平成27)年度から推進する施策・取組について示しています。

ひとり親家庭は、経済的にも、育児や家事などの生活面においても、肉体的・精神的負担が大きい中、近年の経済状況の変化、核家族化や地域の繋がりの希薄化などの社会環境の変化は、一般の家庭以上にひとり親家庭への影響が大きく、取り巻く状況は厳しいものとなっています。

ひとり親家庭への支援の充実に向けて、子育て・生活・就業・経済的負担などの多方面の視点から総合的な対策を推進します。

これまでの取組

- 児童扶養手当や貸付など経済的支援を中心とする施策から、就業による自立を総合的に支援する施策に転換を図ってきました。
- ひとり親家庭における専門支援機関として、母子・父子福祉センターにおける生活支援・就業支援の取組を進めるとともに、市民に身近な区役所保健福祉センター等において、相談・支援の充実に取り組んできました。

<母子・父子福祉センターにおける生活相談件数、生活相談人数（平成25年度）>

(単位：件)

相談内容別内訳	
子育て・生活相談	788
日常生活支援事業派遣依頼	181
離婚相談	52
法律相談	30
養育費相談	29
その他（住宅等）	72
計	1,152

(単位：人)

相談形態別内訳	
来所	238
電話	666
計	904

<母子・父子福祉センターにおける就業相談件数（平成25年度）>

(単位：件)

相談形態別内訳	
来所	454
電話	803
計	1,257

<就業支援に向けた講習会等の実施（平成25年度）>

講習会等の内容	
日商簿記検定資格取得講座	
パソコン講座	延 206 人
電子会計ソフト講座	
各種資格取得セミナー	

<無料職業紹介所の設置（平成25年度）>

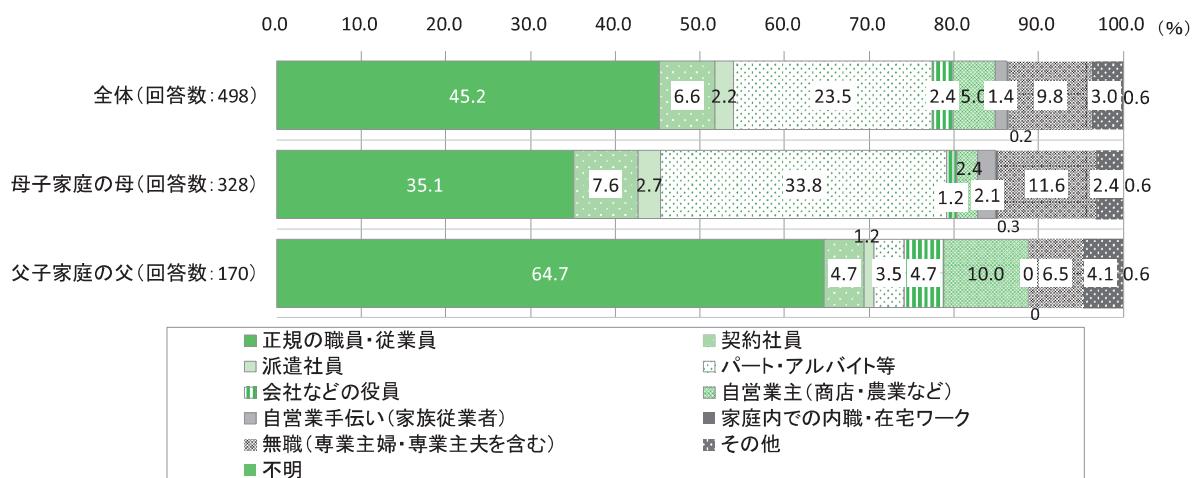
取扱内訳	
求職登録	166名
就職決定者	109名（常勤・正社員 52名、パート 57名）
求人登録事業所	75社
求人数	594名

- これまで母子家庭への支援を中心として施策・事業を推進してきましたが、母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行（2014(平成26)年10月）により、父子福祉資金の創設をはじめ、父子家庭への各種支援施策の拡充等も図っています。
- 増加傾向にある未婚のひとり親について、各種制度利用における婚姻歴の有無による負担額の差異について解消を図るため、寡婦（夫）控除をみなしで適用し、子どもが育成されるひとり親家庭の生活の安定を図っています。

現状と課題

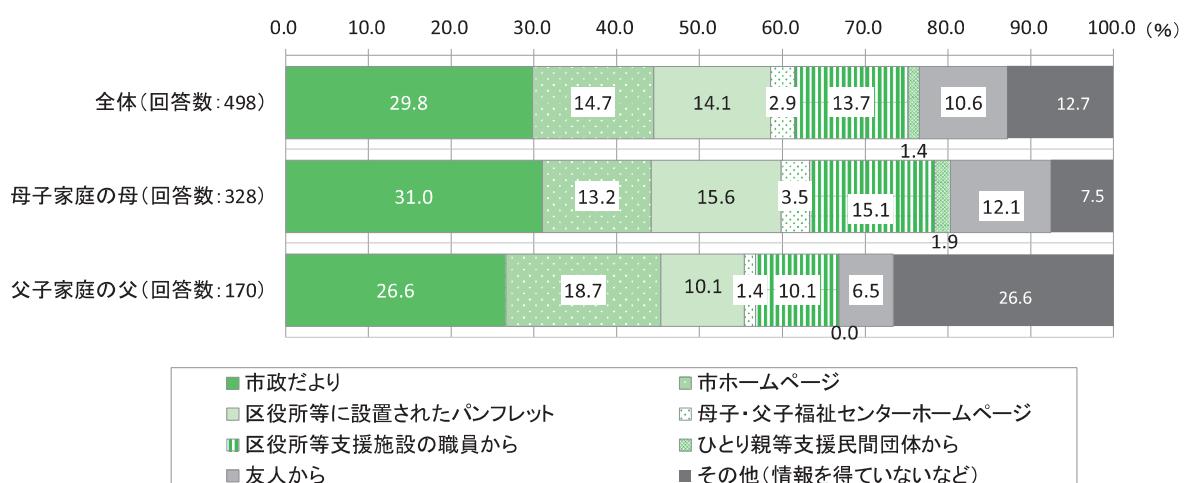
- 支援が必要なひとり親家庭を早期に把握するため、市民に身近な区役所保健福祉センター等における相談窓口としての機能の強化が必要です。また、必要に応じて専門的な支援に繋げられるよう、区役所保健福祉センター等と母子・父子センターの連携が重要です。
- 「川崎市ひとり親家庭生活・就労状況等実態調査」（2014(平成26)年度実施、対象2,000世帯、回答498世帯）によると、全国的な状況と同様、本市でも、母子家庭の母親については非正規の就業割合が高く、平均収入は低くなっていますが、父子家庭の父親については、正規就労の割合が高くなっています。支援情報の入手方法については、市政だよりや市ホームページ等の広報による入手が多いものの、父子家庭については、支援情報を得られていない割合も高い状況にあり、母子家庭と父子家庭ではそれぞれ異なる課題を抱えています。

■現在の就業状況



資料：「川崎市ひとり親家庭生活・就労状況等実態調査」(平成26年度)

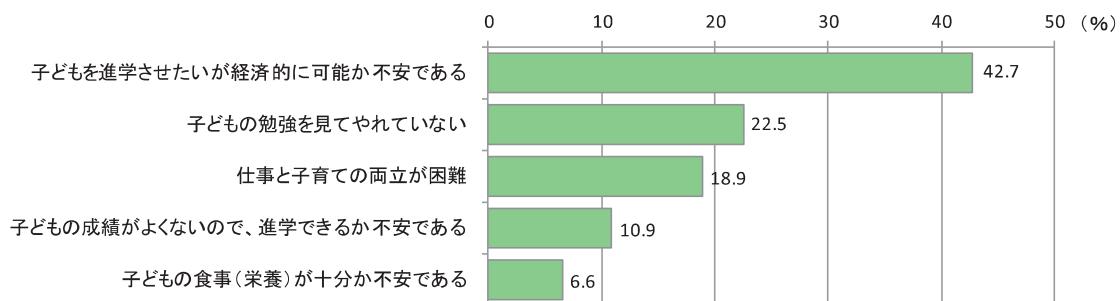
■支援情報の入手方法



資料：「川崎市ひとり親家庭生活・就労状況等実態調査」(平成26年度)

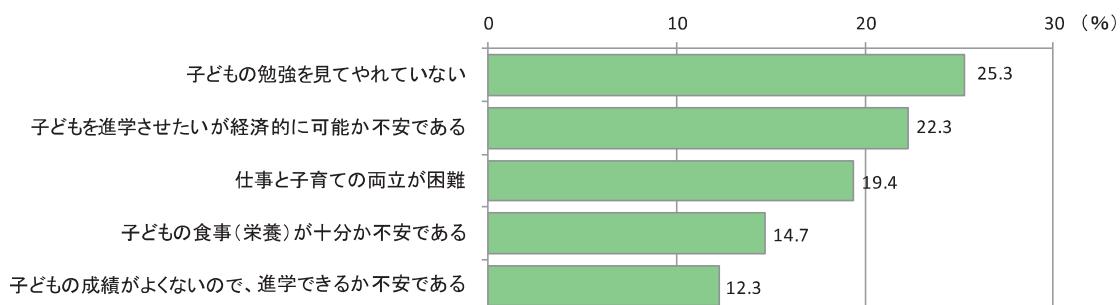
- ひとり親家庭では、生計の維持と子育てを一人で担っており、収入・子どもの養育等をはじめとして困難な状況に直面しています。実態調査で最も必要性の高い施策として回答されたものは、「児童扶養手当」が約 63%、「ひとり親家庭医療費助成」が約 18%です。継続的に安定した生活を送るためにには、子育てをしながら、収入・雇用条件等でよりよい職業につき、経済的に自立していくことが、親自身や子どもの将来のためにも重要です。
- 国民生活基礎調査（2013(平成 25)年度）によると、子どものいる世帯全体のうち、大人が2人以上いる世帯の貧困率が 12.4%であるのに対し、大人が1人の世帯の貧困率は 54.6%であり、子どもの生まれ育った家庭の環境で、子どもの将来が左右される状況が考えられます。実態調査の中でも、母子家庭、父子家庭ともに、子どもの勉強・進学への不安や進学に伴う経済的な不安が、子どものことに関する悩みとして上位に挙がっており、子どもの自立に向けた支援について検討が必要です。

■子どものことに関する悩み上位5つ(母子家庭)



資料：「川崎市ひとり親家庭生活・就労状況等実態調査」(平成 26 年度)

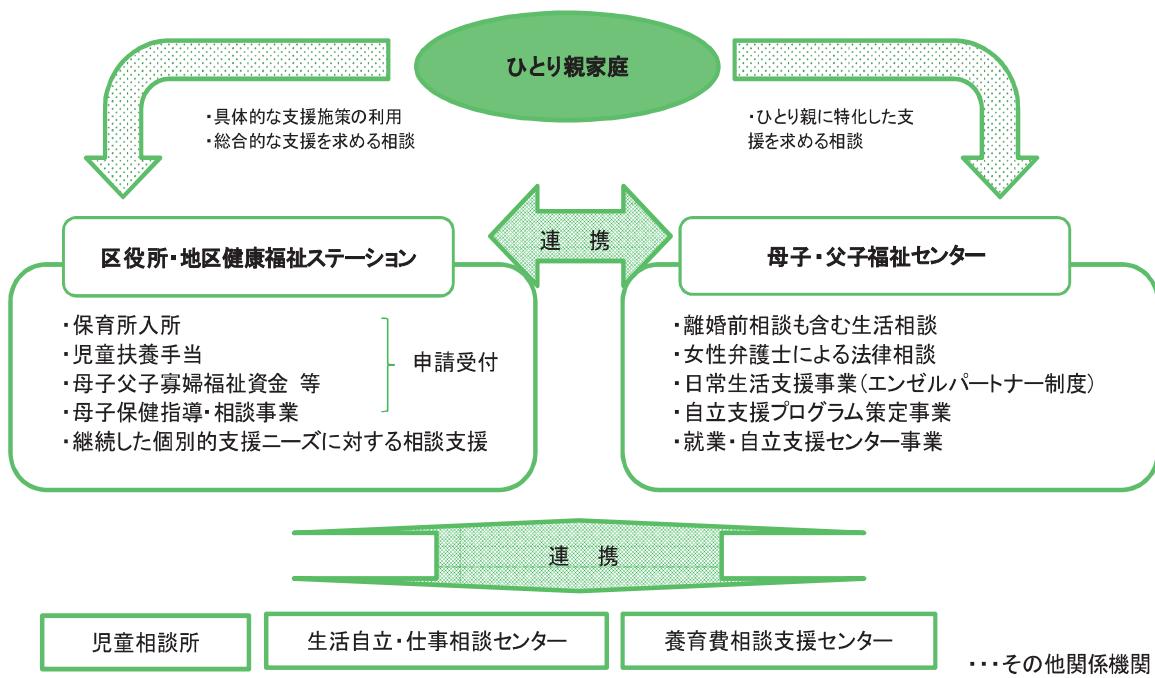
■子どものことに関する悩み上位5つ(父子家庭)



資料：「川崎市ひとり親家庭生活・就労状況等実態調査」(平成 26 年度)

計画期間における方向性

- ◎区役所保健福祉センター等において、児童扶養手当、保育所入所、母子父子寡婦福祉資金貸付等の受付・相談を通して、ひとり親家庭の支援ニーズを的確に把握するとともに、必要に応じて、健康や子育て相談等、保健師や社会福祉職等の専門職による総合的な支援を行います。
- ◎母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭に特化した支援施策を提供し、自立支援計画策定や家事・子育ての家庭生活支援員の派遣、講習会の開催等、ひとり親家庭の支援のための総合拠点としての機能のさらなる強化に努めます。
- ◎相談窓口としての区役所保健福祉センター等と専門支援機関としての母子・父子福祉センターとの連携体制のさらなる強化に努めます。さらに、家庭の状況に応じて、児童相談所、生活自立・仕事相談センター、養育費相談支援センターなど、多様な関係機関との連携を充実します。



- ◎非正規の就労では、低賃金や不安定な雇用条件により自立が困難な場合が多いことから、ひとり親を対象とした正規就労に向けた資格取得や就業支援講習会を充実します。
- ◎ひとり親家庭の負担を軽減するために、生活支援に関わる講習会や家事・育児に関わる支援員の派遣事業を拡充し、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう、支援を充実します。
- ◎ひとり親家庭の子どもが、その置かれた環境によって社会的自立が阻害されないよう、学習支援など、子どもが健やかに成長できるよう支援を検討します。

推進項目（1）相談・支援体制の充実

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
相談支援機能の充実	区役所保健福祉センターにおいて、ひとり親家庭への支援を総合的に行うために職員への研修等機能の充実を図り、母子・父子福祉センター等関係機関との連携を推進します。	こども本部
情報提供の推進	施策・事業について、リーフレットを作成するとともに、ホームページで発信するなど、情報の周知・提供の充実を進め、活用を促進します。	こども本部
相談員等の人材育成	区役所保健福祉センター等や母子・父子福祉センターにおいて、個々の家庭の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、職員に対する研修を実施します。	こども本部

推進項目（2）家庭の生活を支援する取組の推進

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭の子育て、就業及び修業を支援するため、一時的に生活援助や保育が必要な家庭に対して家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を充実します。	こども本部
自立支援プログラム策定事業の実施	就職や転職に向けて個々のニーズに合った支援を行ったために、自立の目標や支援内容等についての「自立支援計画書」を母子・父子福祉センターで策定し、継続的に支援します。	こども本部
自立支援給付金事業の実施	就業に必要な資格や技能の習得を支援するため、「教育訓練給付金事業 ^{注1)} 」及び「高等職業訓練促進給付金等事業 ^{注2)} 」を実施します。	こども本部
就業・自立支援センター事業の実施	就業相談員を配置し、就業相談をはじめ、就業支援講習会の開催、資格取得・就業情報の提供、職業紹介まで、一貫した就業支援サービスを提供します。	こども本部
母子生活支援施設の運営	経済的理由等により母子家庭等が自立のために入所する施設で、生活や就労、子育ての相談等を行い、総合的に自立を支援します。	こども本部

注1) 就業に必要な資格や技能を習得するために、講座受講や養成校への通学にあたり、経費の2割を給付金として支給する（所得制あり）。

注2) 看護師等の資格取得を目的とする養成校で2年以上修業する際に、就業又は育児と修業の両立が困難な場合、生活の負担軽減のため給付金を支給する（所得制限あり）。

推進項目（3）自立に向けた子どもへの支援の充実

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
子どもへの就業支援の実施	就業・自立支援センターにおける支援を、ひとり親家庭の児童にも拡充し、就業支援サービスを提供します。	こども本部
子どもの自立に向けた学習支援等	家庭の状況を理由に修学や修学継続を断念することのないよう、支援のあり方について検討します。	こども本部



テーマ：ハロウィンふね

V-3 障害のある子どもと家庭への支援の充実

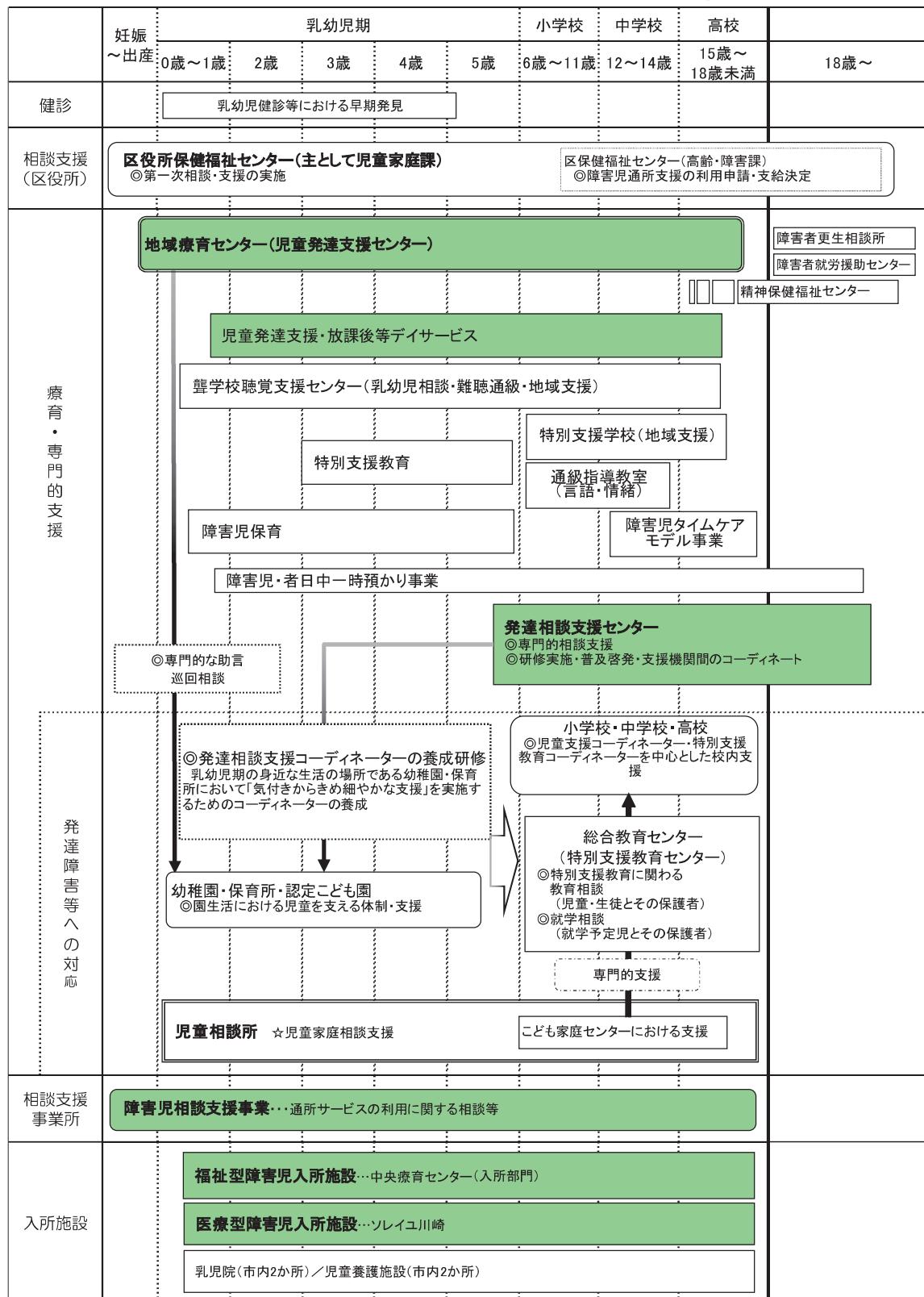
障害のある子どもに対する支援は、障害のない子どもに対する支援と同じく、その能力や可能性を伸ばしていくよう支援することが必要です。こうした「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある子どもが地域で暮らしていくために、必要な支援が総合的に提供される体制を目指してこれまで取組を進めてきました。

障害やその疑いのあることを早期に把握し、その子に合った支援をすることにより、出来ることや可能性を伸ばしていくことができます。個々の子どもの状況と成長の段階に見合った適切な支援と、障害のある子ども等が、安心してのびのびと地域社会で生活できる環境を目指します。

これまでの取組

- 市民に身近な相談窓口としての区役所保健福祉センターについて、保健師・社会福祉職・心理職等の専門職を配置するなど相談機能を充実してきました。
- 障害のある子どもの専門的な相談支援機関として、市内4か所の地域療育センターの再編整備を進めるとともに、発達相談支援センターを1か所設置し、支援に対するネットワークの構築を進めてきました。
- 身近な地域における障害児通所支援事業所として乳幼児を対象とする児童発達支援事業所15か所、学齢児を対象とする放課後等デイサービス事業所21か所の指定を行いました。
- 障害の状況、保護者等の諸事情や児童虐待などにより家庭での生活が難しい障害のある子どもに対し、市内1か所の福祉型障害児入所施設である中央療育センター（入所部）において日常生活上の支援を行いました。また、市内1か所の医療型障害児入所施設において、重度・重複障害や被虐待児等への支援を行いました。
- 就学後の学齢期の子どものために、小・中・高・特別支援学校における特別支援教育の充実を図ってきました。
- 障害のある子どもを持つ家庭への支援と地域における交流の支援を充実してきました。

■川崎市における障害児等への支援施策の概要



注) 網掛けの部分は、障害児福祉施策として実施しているものです。

現状と課題

- 子どもの状態が重度化し、家庭が混乱する前に支援を実施していくことが望まれることから、障害等の早期発見・早期療育に向けて、区役所保健福祉センター等や地域療育センターを中心として、関係機関相互の連携体制の構築が必要です。
- 障害やその疑いのある子どもは、家庭を含む地域社会で生活していくことが基本という考え方のもとに、地域社会全体で支えていくよう、地域の子育て関係機関や関係者に向けた研修・普及啓発やネットワークづくりが必要です。
- 児童福祉法改正によりサービスを受給するにあたっては、障害児支援利用計画の作成が必要となります、利用計画を作成する民間事業所の確保が必要です。
- 障害児通所支援を利用する児童は、年々増加しており、特に放課後等デイサービスを利用する児童は保護者の就労の増加などにより 161 人（2012(平成 24)年度）から 355 人（2013(平成 25)年度）へと約2倍になっています。児童発達支援事業所、及び放課後等デイサービス事業所の増加を図る取組を進める必要があります。
- 障害児入所施設に入所している子どもの障害者入所施設への円滑な移行が課題となっています。
- 施設への短期入所は、保護者や家族の入院や通院、兄弟姉妹のための学校行事、冠婚葬祭や地域活動への参加等、障害のある子どもを安心して家庭で育てていくためにも、さらなる充実が必要です。
- 特別支援学校・特別支援学級に在籍している子どもは増加傾向にあり、障害の内容の重度・重複化が課題となっていること、また、通常の学級においても発達障害等の教育的ニーズのある子どもが増加していることから、校内支援体制の充実や指導の専門性の向上、学級経営力の向上などに取り組む必要があります。
- 学齢期の障害児の放課後や長期休暇中の居場所づくりを推進するため、放課後等デイサービス事業の拡充が求められています。

計画期間における方向性

- ◎市民に身近な相談窓口としての区役所保健福祉センター等の役割、地域で子どもと家庭を支える民間事業者の役割、民間事業者も含めた関係機関の機関支援と地域の拠点となる地域療育センターの役割、本市の障害支援に関わる事業を支える高度専門支援機関の役割など、それぞれの機関における役割、専門性などを再度精査し、総合的な相談支援体制の構築を図ります。
- ◎地域の民間事業者を拡充し、身近な地域において、丁寧な相談支援を踏まえた支援利用計画の作成を推進するとともに、地域療育センターにおいては、専門的機関としての相談支援及び地域支援を実施できるよう検討を進めます。
- ◎地域療育センターの発達相談支援機能の強化に合わせて、発達相談支援体制の充実に向けた発達相談支援センターの役割や体制の見直しを行い、関係機関とのネットワーク構築とコーディネート及び各種研修の実施や普及啓発活動を行います。

- ◎障害児入所施設の安定した運営を推進するとともに、障害児・者サービスの連携を強化し、障害児入所施設から障害者入所施設への円滑な移行を促進します。
- ◎短期入所のニーズの増加により、2か所の障害児入所施設だけでの実施では不足しており、障害者支援施策と連携し事業の充実に努めます。
- ◎特別支援教育推進計画に基づき、発達障害を含め、障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育のさらなる充実に向けた取組を推進します。
- ◎地域における放課後や夏休み等の支援として、放課後等デイサービス事業を拡充します。

推進項目（1）相談・支援体制の充実

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
総合的な支援体制の構築	<p>区役所保健福祉センター、相談支援事業所、地域療育センター及び発達相談支援センターなどの専門機関との連携、ネットワーク化により支援体制の強化を検討・推進します。</p> <p>区役所保健福祉センターの役割、計画作成を含めた身近な地域の相談機関としての相談支援事業所の充実及び地域療育センターの家庭や地域を含めた支援体制の強化を行うとともに、発達相談支援センターにおける相談支援・発達支援・就労支援等を子どもの段階から成人期までの一貫した支援の実施、役割及び体制の見直しを行います。</p>	こども本部 区役所

推進項目（2）障害児の医療・福祉サービスの提供

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
障害児通所支援事業	<p>児童福祉法に基づく障害児通所支援について、地域療育センターにおいて、0歳から幼児期、学齢期までの専門的支援の充実を図ります。</p> <p>乳幼児を対象とした児童発達支援事業所、及び学齢児を対象とした放課後等デイサービス事業所において「身近な地域で質の高い療育の提供」を推進します。</p>	こども本部
障害児入所施設事業	<p>福祉型障害児入所施設の安定した運営、及び年齢超過者の障害者支援施設やグループホーム等への移行を促進します。また、医療型障害児入所施設における入所支援を提供します。</p> <p>短期入所による在宅支援について、障害者施策と連携し事業の充実に努めます。</p>	こども本部

推進項目（3）学校における特別支援教育の充実

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
特別支援教育推進事業	共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システム ^{注)} の構築や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の整備、教職員の専門性の向上を図るとともに、就学相談や保護者支援のあり方を検討します。	教育委員会

注) インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者がともに教育を受ける仕組み。



テーマ：かぞくだいすき♡

V-4 自立に向けて課題を抱える子ども・若者への支援の充実

学齢期は、親・家族等を中心とした生活環境から徐々に自立し友人をはじめとする他者との人間関係を築いていくとともに、将来の社会的自立に向けてさまざまな力を養うことができる非常に重要な時期です。しかしながら、子ども自身の心身の状況、子どもを取り巻く家庭生活や学校生活の状況により、子どもが目的意識、達成感、自己肯定感などを得られる機会がないまま社会性を身につけていくことが困難な状況に陥ったり、子どもが学校や地域の中で居場所を見いだせない状況に陥るケースも見受けられます。

このような課題を抱える子ども・若者の個々の状況に配慮した適切な支援を通じて、自立した「大人」として次代を担うことができるよう、行政・関係機関等が連携した取組を進めます。

これまでの取組

- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、不登校、ひきこもり、家庭の貧困などの困難を有する子ども・若者への支援を進めるため、府内関係部署による「子ども・若者育成支援連絡会議」を設置し、困難を有する子ども・若者への支援策に関する情報共有や連携を進めてきました。
- 関係機関とのネットワークの強化を目的として、相談機関の情報を一元化した「川崎市子ども・若者支援機関マップ」を作成し、関係機関等への配布、ホームページへの掲載を行いました。
- 子ども夢パーク内において「フリースペースえん」を運営し、さまざまな事情により学校や家庭に居場所のない子ども・若者がありのままの自分でいられる場を提供してきました。また、フリースペース「こどもサポート旭町」(川崎区)、「こどもサポート南野川」(宮前区)において、不登校・ひきこもりなどの課題や悩みを抱えている子どもと保護者に対する支援を行ってきました。
- 地域の支援団体の力を活かし、ひきこもり・不登校の児童に対してボランティアによる支援を行う「ひきこもり等児童福祉対策事業」を2014(平成26)年からモデル実施し、学習支援や交流、レクリエーションなど、課題を抱えた子ども・若者への個々の支援に向けた取組を進めてきました。
- 学校において、いじめ・不登校の早期発見・未然防止に向けた取組を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用したきめ細やかな相談支援を実施しています。また、不登校となっている児童生徒の居場所として適応指導教室(ゆうゆう広場)の運営などを実施してきました。
- 厚生労働省の事業である「かわさき若者サポートステーション」は、NPO法人と川崎市が協働で運営しています。若年無業者やひきこもり等の未就労の状態にある若者の職業的自立を支援するための相談事業や就労支援プログラム、保護者向けのセミナー等を実施してきました。
- 生活保護を受けているひきこもりの若者(15歳~29歳)に対する、若者就労自立支援事業「ブリュッケ」を設置し、支援を実施してきました。
- 生活保護世帯の中学生に対して、「学習支援・居場所づくり事業」を実施し、高校進学の支援を行つてきました。
- 精神保健福祉センターにおいて、思春期相談や社会的ひきこもり相談を通した本人・家族支援や、ひきこもりに対する理解を広げるための啓発等を実施してきました。

<フリースペースえんの登録者数>

(単位：人)

年齢	小学生	中学生	高校生年齢	18歳以上	合計
平成22年度	20	21	16	34	91
平成23年度	19	27	17	38	101
平成24年度	25	21	27	38	111
平成25年度	24	23	26	36	109
平成26年度	22	26	25	32	105

注) 平成26年度は9月末現在の登録者数

<かわさき若者サポートステーション利用者実績>

(単位：人)

相談者	来所延べ数			相談件数(来所)		
	本人	保護者他	合計	本人	保護者他	合計
平成22年度	1,704	272	1,976	1,101	236	1,337
平成23年度	3,667	226	3,893	1,462	177	1,639
平成24年度	3,694	310	4,004	1,754	220	1,974
平成25年度	3,675	177	3,852	2,364	104	2,468

現状と課題

- 不登校やひきこもりが長期化することで、若者が抱える問題がより複雑化・複合化し、支援がより困難になるため、困難を抱える若者の実態を早期に把握することや、支援につながっていない若者をどのように相談・支援機関につなげていくかが課題です。
- 子ども・若者がその成長段階に応じた適切な支援が受けられるよう、切れ目のない支援を行うことが必要です。
- 子ども・若者の自立を阻む要因はさまざまであり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、教育、福祉、精神保健、就労支援等のさまざまな専門機関相互の連携の強化を図り、総合的な支援ネットワークを構築していく必要があります。
- 子ども・若者育成支援推進法や本市の青少年問題協議会からの意見具申の趣旨に基づき、子ども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感を育みながら自己を確立し、成長できるよう、地域の中で子ども・若者が社会参加できる場や機会を作り、地域全体で支援していく体制づくりが求められています。

計画期間における方向性

- ◎現行の「青少年プラン(改訂版)」の後継計画である「(仮称)川崎市子ども・若者プラン」を2015(平成27)年度に策定し、子ども・若者の自立に向けた施策を体系的に整理し、自立に向けて課題を抱えた子ども・若者に対する政策を総合的に推進します。
- ◎学校、区役所、精神保健福祉センター、若者サポートステーション、地域の関係機関等が連携して、支援が必要であるにも関わらず支援につながらない子ども・若者の把握に努め、相談機関等につなげるとともに、一人ひとりの状況に応じた重層的・横断的支援を行う仕組みづくりを進めます。

◎子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を持ちながら社会と関わって成長・自立できる環境を整えるため、地域の中で若者が社会参加できる場・機会について、地域の団体や企業など多様な主体と連携して創出していくます。

◎子ども・若者の貧困の連鎖を防止するため、学習支援等の事業の充実を図ります。

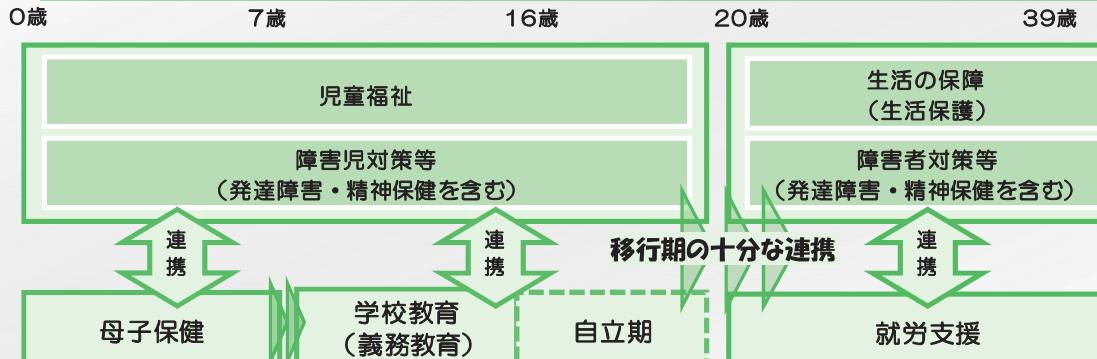
推進項目（1）課題を抱える子ども・若者対策の総合的な推進

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
(仮称) 子ども・若者プラン策定事業	(仮称)子ども・若者プランを2015(平成27)年度に策定し、全ての青少年に対する施策を総合的に推進します。学齢期以降の青少年の施策推進に向けては、学校教育・精神保健・就労支援の施策分野との緊密な連携が重要であり、これらの分野との整合・連携のあり方について、位置づけを明確にします。	こども本部
ひきこもり等児童福祉対策事業	地域で若者の支援を行っているNPO法人と連携し、問題を抱えて引きこもっている児童・若者に近い年代の若者による支援や集団づくりの取組を推進します。	こども本部
課題を抱える子ども・若者への支援体制の確立	課題を抱える子ども・若者を支援する行政機関や関係機関・団体が連携し、効果的な支援を進めるための体制づくりを進めます。	こども本部
フリースペースえんの運営	さまざまな事情により、学校や家庭に居場所のない子ども・若者が安心して過ごせる場として「フリースペースえん」を運営し支援します。	こども本部
若年者職業自立支援事業	厚生労働省の「若者サポートステーション事業」を運営法人と協働運営し、15~39歳の若年無業者等を対象に職業的自立に向けた個別・継続的な支援を行います。また、保護者への子どもの自立に関する相談・セミナーの実施や、市内高等学校等との連携による中退防止や無業化の未然防止等を行います。	経済労働局
児童生徒指導・相談業務	スクールカウンセラーを市立全中学校に配置するとともに、市立小学校・高等学校に学校巡回カウンセラーを派遣し、各学校で不登校やいじめの問題だけでなく、子どもの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区1名配置し、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携により問題の解決を図ります。	教育委員会

■子ども・若者に対する総合的な支援(イメージ)

【各施策・各事業の有機的な連携】

子ども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援が必要。



【関係局相互の十分な協議・調整】

それぞれの専門領域の視点に沿った複合的・横断的な支援が必要。

学校教育
(義務教育)

精神保健
(障害児)

児童福祉
(健全育成)

就労支援
自立支援

ひきこもり・不登校対策 (複合的・横断的に支援する仕組みが必要)

V-5 児童虐待対策の推進

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、時には子どもを死に至らしめるという重大な事件に発展することもあります。虐待のないまちづくりを推進するため、本市では2013(平成25)年4月から「川崎市子どもを虐待から守る条例」を施行しました。さらに、条例の基本理念を推進し、児童家庭支援・児童虐待対策を強化・充実するために、2013(平成25)年3月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定しました。

虐待を見逃さず、子どもの健やかな成長が守られる社会の形成に努めるとともに、子どもの最善の利益や安全を最優先に考えるなど、子どもと家庭に関わる総合的な相談・支援体制の構築と強化に取り組みます。

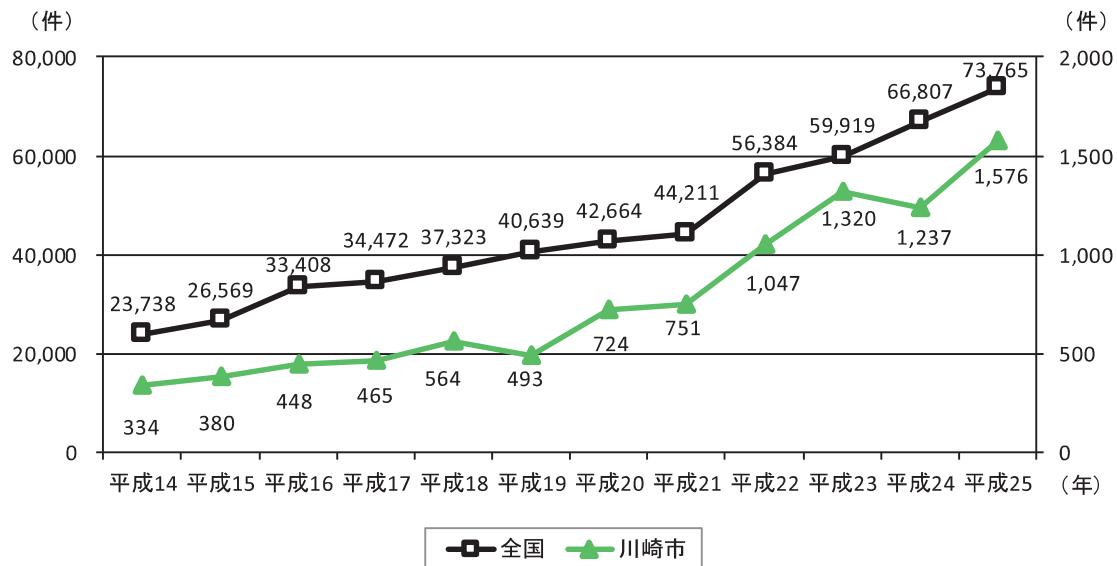
これまでの取組

- 子育て家庭が孤立することのないよう、相談支援体制の充実を図るため、児童相談所と区役所保健福祉センター等による連携の仕組みを構築しました。
- 児童虐待の相談・通告の急増を踏まえて、児童相談所の再編を行い、市内3か所の児童相談所による相談・支援体制を整備しました。
- 民生委員児童委員・主任児童委員をはじめ市内関係団体等と協働して11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に啓発活動を実施しました。
- 区役所保健福祉センターに児童家庭課を設置し、保健師や助産師、社会福祉職、心理職、保育士からなる多職種協働による専門的な相談・支援を総合的に提供できる体制を整備しました。
- 児童虐待対策を総合的に推進する本庁所管部署を強化し、一貫性・継続性のある支援を提供するための体制を整備するとともに、人材の育成や関係機関との重層的な支援ネットワークの充実を図りました。
- 虐待通告への対応については、児童相談所と区役所保健福祉センター等がそれぞれの役割と機能を活かし連携して迅速に対応するとともに、要保護児童対策地域協議会により、要保護児童等への対応について関係機関での円滑な連携、情報の共有を図り、適切な支援を行いました。
- 市内4か所に児童家庭支援センターを設置し、児童相談所や区役所保健福祉センター等と連携しながら、地域の子育て家庭の育児支援等を行いました。
- 2011(平成23)年度から民間のコンビニエンスストアと提携し、児童虐待防止における地域の子どもの見守り体制を強化しました。さらに、2014(平成26)年度からガス検針会社、新聞販売店等の地域の民間事業者と連携した「川崎市地域見守りネットワーク」に子ども分野も参画し、身近な地域で児童虐待や気になる家庭の早期発見の取組を推進しました。

現状と課題

- 児童相談所における虐待に関する相談・通告件数は、2010(平成22)年度以降、毎年1,000件を超える状況で、年々増加傾向にあります。虐待を未然に防ぐためには、子育て家庭に対する虐待の発生予防策を推進することが必要です。

■虐待相談・通告件数の推移



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」、川崎市こども本部調べ

- 児童虐待を早期に発見し対応するためには、子育てに必要な情報を積極的に提供するとともに、育児不安等のさまざまな相談・支援ニーズを早期に把握し、継続した個別支援が実施できる相談支援体制の充実が必要です。
- 新たな課題となっている居所不明児童への対応について、関係部署と連携を図り、迅速かつ適切に状況の把握に努め、要保護児童対策地域協議会を有効に活用するとともに、個人情報の取り扱い等適切に情報共有できる仕組みづくり及び連携した支援を行うことが必要です。
- 児童虐待の要因の一つとして、子育て家庭の孤立が挙げられています。子育て家庭を地域で支え、見守ることができる環境を整備することが重要です。
- 児童の健全な成長と保護者への適切な支援を行うため、一時保護児童を含む被虐待児童及びその保護者に対する個別・継続的な支援を充実させ、家庭復帰に向けた取組を推進する必要があります。
- 虐待ケースを適切に管理するための組織マネジメントや人材の確保・育成が求められています。
- 児童虐待防止対策には、地域住民や関係機関のほか、日ごろから地域住民と接触する機会の多いさまざまな民間事業者等とのより一層の連携の強化が求められています。

計画期間における方向性

- ◎居所不明児童をはじめ、子育て家庭の情報について的確に把握、支援できるよう母子保健情報等を有効に活用するとともに、児童相談所と区役所保健福祉センターが円滑に情報共有できる仕組みを構築し、乳幼児期から学齢期までの一貫した支援の充実を図ります。
- ◎虐待対応件数が増加する中、児童相談所が児童福祉法等の法的権限に基づく支援を実施する一方、地域に身近な行政機関である区役所保健福祉センター等による支援や見守りなど、児童相談所及び区役所保健福祉センター等がそれぞれの役割と専門性に基づき支援を実施します。
- ◎複雑・多様化する支援ニーズに対して多角的かつ総合的な支援を実施するため、中・長期的な視点に立った専門職の育成、組織マネジメント力の向上を図るなど、児童相談所の専門的支援体制の強化を図ります。
- ◎児童家庭支援センターによる支援を充実させるため、市内児童養護施設の建替えに伴い新たに児童家庭支援センターを開設し、在宅で育児不安を抱えている家庭に対し、地域での見守りや保護者への支援を行います。
- ◎児童虐待を地域において早期発見するため、要保護児童対策地域協議会との連携と併せ、地域見守りネットワークを活用した民間事業者との協働による地域における支え合いの仕組みを推進します。
- ◎行政をはじめ民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等関係団体との協働による広報・啓発活動を充実させ、児童虐待に対する市民の理解を促し、社会全体で児童虐待の発生予防に取り組むための市民意識の向上を図ります。

推進項目（1）児童虐待防止対策の推進

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
児童虐待対策推進事業	年々増加する児童虐待相談通告件数や複雑・多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、関係機関との連携強化、職員の資質向上のための研修の実践、人材の育成等、児童虐待対策を推進します。	こども本部
要保護児童対策地域協議会の運営	児童福祉法第25条の2に規定されている要保護児童等を支援するため必要な情報交換、普及啓発、研修等を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行います。	こども本部
オレンジリボンキャンペーン実施事業	条例第13条に規定されている11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、児童虐待防止は社会全体で取り組むべき課題であることを広く市民に周知するために、広報啓発活動を実施します。	こども本部
児童家庭支援センターの運営	児童福祉法第44条の2に基づく児童福祉施設として、子どもや家庭の悩みについて、区役所や児童相談所と連携しながら地域における相談支援機関として対応します。	こども本部

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
地域見守りネットワーク事業	児童虐待の早期発見のため、「川崎市地域見守りネットワーク」を活用した民間事業者との協働による地域における支え合いの仕組みを推進します。	こども本部

注) 児童虐待防止を含む児童家庭支援に関する施策については、別途2014(平成26)年2月に策定した「川崎市児童家庭支援・児童虐待防止事業推進計画」と連携を図りながら着実に事業を推進します。



テーマ：元気

コラム

「要保護児童対策地域協議会」

児童福祉法第25条の2に規定される「地域のネットワーク推進」のための協議会です。

要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図るための「子どもを守る地域支援ネットワーク」です。

また、児童虐待予防の観点から、平成20年から協議の対象が、要保護児童だけでなく要支援児童やその保護者、特定妊婦に拡大されました。

V-6 DV 防止・被害者支援の推進

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

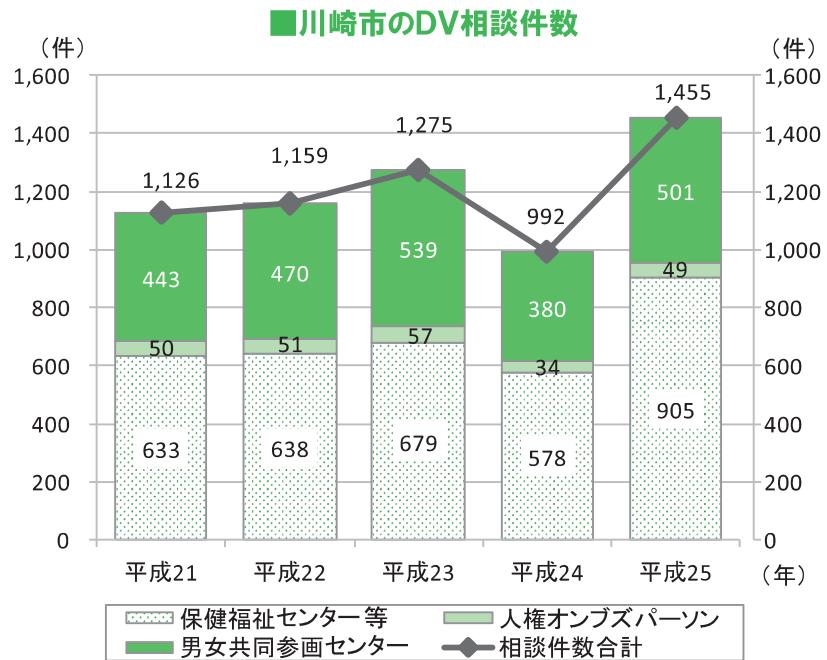
国においては、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的として、2001(平成13)年4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定しました。2007(平成19)年度の法改正では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定」と、「市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすこと」が市町村の努力義務となり、身近な市町村が地域に根差したDV被害者支援を行っていくことが求められています。

これまでの取組

- DV 防止法に基づき、2010(平成 22)年 3 月に「川崎市 DV 被害者支援基本計画」を策定し、総合的な市の DV 対策を積極的に推進してきました。
- 各区役所保健福祉センター及び地区健康福祉ステーション（以下「保健福祉センター等」という。）において、被害者の個々の状況に応じた的確な支援を実施しています。2013(平成 25)年度には組織を改編し、多職種の専門職を配置し、それぞれの専門職が連携して支援を実施しています。
- 男女共同参画センターでは女性総合相談事業を、人権オンブズパーソンでは男女平等に関する人権侵害や子どもの権利の侵害について相談事業を実施しています。緊急事案や困難事案については、保健福祉センター等と連携を図っています。
- 被害者と同伴する子ども等の安全確保は最優先課題であり、被害者の意思を尊重しながら、神奈川県等と連携して一時保護支援を行い、被害者とその子ども等の安全を確保しています。
- 被害者の自立に向けた支援については、DV 問題に取り組む民間団体が大きな役割を担っているため、民間団体の運営に係る経費を財政支援しています。

現状と課題

- DV相談件数は、2012(平成24)年度に減少しましたが、ここ5年間の推移では増加傾向にあります。



資料：川崎市こども本部調べ

- さまざまな事情から転居が困難なケース、経済的困窮や児童虐待など複数の問題を抱えるケースなど被害者の置かれている状況は多様です。このような状況に適切に対応するためには、被害者の安全確保のための情報の保護と管理を徹底しながら、関係機関がそれぞれの専門性を発揮し相互に連携していくことが必要です。
- 本市のDV防止法に基づく一時保護件数は、毎年度50件前後で推移していますが、その60%以上が子どもを伴なった保護となっています。DVを身近に見てきた子どもは、身体に暴力をうけていくなくてもさまざまな心の傷を抱えており、その心理的影響を考慮して、子どもの心のケアを充実させていくことが必要です。
- 被害者が自立して生活しようとする場合、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアなど、多様な自立支援が必要です。
- 2014(平成26)年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」によると、「DVについて相談できる窓口を知らない」と答えた人は63.5%でした。被害者が一人で抱えこまず、相談しやすくするために、相談窓口を広く周知していくことが必要です。
- DVを未然に防ぎ、DVを許さない社会の実現のためには、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということを普及啓発していくことが必要です。

計画期間における方向性

- ◎多様化かつ複雑化する DV 被害事案を踏まえ、関係機関が相互に連携するための仕組みの構築、関係者の研修の企画・実施など、DV 施策を総合的に推進するための体制を整備し、相談・支援の専門性の確保と向上に向けた取組を進めます。
- ◎被害者が「どこに相談してよいかわからなかった」ために相談できず被害が深刻化してしまういうことがないよう、DV 被害にかかる総合相談窓口の機能を整備し、広く周知していきます。
- ◎DVは児童虐待と密接に関係しているため、児童相談所をはじめ、子どもに対応する関係機関は連携を一層密にし、被害者の状況と子どもの状況について十分把握し、子どもの心のケアなど、継続的な支援を行います。
- ◎被害者の自立に向けて、民間団体との連携をさらに強化するとともに、住居の確保に向けた支援、就労の支援、生活保護・健康保険・児童手当など各種制度の円滑な手続きに關わる支援などを行います。
- ◎暴力防止への理解を広く市民に促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行うとともに、家庭や地域、学校において命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重し DV を許さない社会づくりを進めていくことが重要です。

推進項目（1）DV 被害者の支援体制の充実と DV 防止への取組

事業名	平成 31 年度までの主な取組	所管
DV 相談支援センター機能の整備	保健福祉センター等の相談・支援機能、こども本部の所管部署における連絡・調整機能及び企画・立案機能、新たに整備する総合的な窓口機能をあわせて川崎市 DV 相談支援センター機能と位置づけ、その役割を果たすとともに、広く周知していきます。	こども本部
民間団体等支援事業	被害者の自立支援に向けて、民間団体等との連携を充実します。	こども本部
暴力を許さない教育の推進	暴力を許さない教育や、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の人権に関する教育の一層の推進を図ります。	市民・こども局 こども本部 教育委員会